

＜「欧州のпатентボックス税制」補足資料＞ 英国патентボックス税制導入の背景・経緯について

[特許庁委託]

[作成・発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2013年4月発行

本書は、特許庁委託事業により、JETRO デュッセルドルフ事務所が作成したものです。また、2012年9月30日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。

掲載した情報・コメントは当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本書を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。

なお、本書の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

1. 英国патентボックス制度の概要

英国財務省¹によれば、英国政府は、特許から生じる利益の優遇税制を導入しようとしているところであり、これがいわゆる「патентボックス制度」として知られている。この制度により、企業は、特許²及び他の特定の種類の知的財産³に起因する利益に対して、10%

¹ http://www.hm-treasury.gov.uk/patent_box.htm

² 英国特許及び特許出願以外でпатентボックス制度の適用対象となる特許の範囲は、英国歳入関税庁（HMRC）の情報によれば、以下のとおり。（「Patent Box draft Statutory Instrument consultation」<http://www.hmrc.gov.uk/drafts/draft-si-patent-box.pdf>）なお、実用新案は同制度の適用対象ではない。

①英国知的財産庁以外の特許庁が付与した特許

EPOによって付与された欧州特許は、英国を除くEU加盟国で有効なものであっても、патентボックス制度の適用対象となり得る。

また、英国以外の国の特許庁が付与した特許については、上記HMRCの情報によれば、追加的にпатентボックス制度の対象に含まれる国は、次のとおり。

オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スウェーデン

②特許庁に係属中の特許出願

патентボックス制度の適用対象となり得る特許（①参照）に関し、特許出願が係属している

の軽減法人税率を適用できるようになる。

パテントボックス制度は、既存の又は新規の特許から得られる国際的な所得に適用される。特許は企業の幅広い部門で使用されているところ、企業は、自身の特許について、ライセンスするのか、特許製品に含めるのか、又は内部のプロセスで使用するのか、又はサービスを提供するために使用するのかを問わず、本制度の適用を受けることができる。したがって、パテントボックス制度は多くの革新的な英国企業に利益をもたらし、英国企業が既存の特許を保持し、英国内で新たな特許技術を開発するために投資するよう促すと予想される。

パテントボックス制度は、企業が英国内での特許の開発、製造、実施に関連して、高価値の雇用や活動を創出することを後押しする。またこの制度は、特許から利益を得るハイテク企業の視点から、英国の税制度の競争力を高めるものである。

パテントボックス制度は、2013年から利用可能となる。その恩典は、5年間かけて段階的に導入される。具体的には、初年度の適用は60%、その後10%ずつ適用割合が引き上げられ、100%の適用が受けられるようになるのは制度導入の5年目からとなる。

2. 制度導入に向けた意見募集手続の背景・経緯

(1) 第1段階：目的及び政策の選択肢

2010年11月29日、英国政府は、「法人税ロードマップ」(Corporate Tax Road Map)を公表した。この文書は、英国の租税競争力を高めるために、英国政府がどのように企業と協力していこうとしているかを定めたものである。その第2B部では、法人税制度において知的財産の果たす役割に対する英国政府の計画が、パテントボックス制度の導入案も含めて、取り上げられていた⁴。

後述する意見募集文書のセクション1.4によれば、英国政府は、「パテントボックス制度」を導入しようとしており、同制度を通じて革新的な企業による英国への投資を奨励することが、成長を遂げる有力な民間部門を支援する上で重要な役割を果たすものと認識していた。

(2) 第2段階：政策の詳細設計

2011年6月11日、英国政府は、「パテントボックス制度に関する意見募集文書」(Consultation on the Patent Box)⁵を公表した。この中では、パテントボックス制度の適

間に特許出願に由来して発生した所得については、特許が付与された年に同制度による優遇措置を請求することができる。この規定は、企業が特許付与の6年前まで遡って請求することを認めている。

³ 補充保護証明書、規制上のデータ保護、植物品種権が適用対象となる。

⁴ Corporate Tax Reform part 2B- Taxation of innovation and intellectual property (http://www.hm-treasury.gov.uk/d/corporate_tax_reform_part2b_innovation_and_intellectual_property.pdf)

⁵ Consultation document on the Patent Box

用範囲の詳細設計に係る提案が示された。

同意見募集文書のセクション 1.8 によれば、英国政府は、ハイテク研究開発（R&D）及び製造活動と特に強いつながりがあるとの理由から、特許に重点を置いている。

特許所得に係る特別な制度を提供している EU 加盟国がいくつかあるため、英国の制度の競争力を弱め、企業がそれらの国に本拠地を置くことを決定する要因になり得るのではないかと懸念されていた。

(3) 第 3 段階：法案に関する技術的意見募集

2011 年 12 月 6 日、英国政府は、2011 年 6 月の意見募集に対する回答を発表⁶。また、パテントボックス制度に関する法案⁷を、注釈及び技術的注記とともに公表した⁸。法案及び添付文書に関する技術的な意見募集は、2012 年 2 月 10 日に締め切られた。

2011 年 6 月の意見募集への反応に関する文書のセクション 2.1 によれば、英国政府には、意見募集に対して 61 件の意見が寄せられた。このうち、18 件が特許を活用する企業から、17 件が専門サービス提供者又はコンサルタント業者から、21 件が企業団体から、1 件が学術機関から、そして 4 件が個人から寄せられたものであった。意見提供者の一覧は、文書の別表 A に掲載されている。作業部会の委員一覧も別表 A に掲載されており、質問別の意見の一覧は別表 B に掲載されている。

提案の段階であった同制度に対する全般的な意見としては、文書のセクション 2.2 によれば、パテントボックス制度の導入を歓迎する意見がほとんどであり、これにより特許所得に関する英国の法人税制の競争力が高まり、企業に海外での特許の開発よりも英国に投資するよう促すだろうとするものであった。ただし、中には、制度の優遇の程度が不十分である、利害関係者の行動に大きく影響を及ぼすには複雑すぎるなどとする意見もあった。なお、少数ではあるが、技術革新を促すことに照準できていないとして、パテントボックス制度の導入を支持しない意見もあった。

(4) パテントボックス制度に係る法律の制定

2012 年 3 月 29 日、英国政府は、2012 年財政法案の一部としてパテントボックス制度に係る法律を公布した。同日⁹、英国歳入関税庁（HMRC）は、新制度の実施に関する指針を

(http://www.hm-treasury.gov.uk/d/consult_patent_box.pdf)

⁶ Patent Box- response to consultation

(http://www.hm-treasury.gov.uk/d/condoc_responses_patent_box.pdf)

⁷ Draft clauses, explanatory notes, draft statutory instrument and explanatory memorandum

(<http://www.hmrc.gov.uk/budget-updates/06dec11/patent-box-draft.pdf>)

⁸ The Technical Note (<http://www.hmrc.gov.uk/budget-updates/06dec11/patent-box-tn.pdf>)

⁹ Schedule 2 Profits arising from the exploitation of patents etc., Finance Act 2012

(<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2012/14/schedule/2/enacted>)

示す技術注記¹⁰も併せて公布した。

3. パテントボックス制度を導入した場合の経済的影響の評価

予算政策決定がもたらす財政的影響について、2012年予算報告書の第2章¹¹では、予算責任局（OBR）が予算政策決定を踏まえて、公共財政及び経済について独自の見通しを発表している。予算の見通しを作成するために、OBRは、経済及び公共財政に影響を与える予算政策決定の直接費用又は利益に関する政府評価を認定し、予算措置が経済に与える間接的な影響の評価を行っている。

同章の表 2.2 は、2012年4月以降に効力を発する2011年の秋の財政演説（Autumn Statement）の公表時又はそれ以前に発表される財政的影響とともに、全ての措置の費用及び利益を示している。この情報によれば、パテントボックス制度の税収に対する影響は、2013～2014年度についてはマイナス3億5,000万ポンド、2014～2015年度はマイナス7億2,000万ポンド、2015～2016年度はマイナス8億2,000万ポンド、2016～2017年度はマイナス9億1,000万ポンドと、各会計年度について見積もられている。

(以上)

¹⁰ The Technical Note

(<http://www.hmrc.gov.uk/budget-updates/march2012/patent-box-tech-note.pdf>)

¹¹ Chapter 2 Budget policy decisions

(http://cdn.hm-treasury.gov.uk/budget2012_chapter2.pdf)